

# 「天晴地明」について

——天変地天と仏法との関係——

小西徹龍

一

『観心本尊抄』大文第二の末尾、日隆聖人が「重テ委細ニ消釈ヲ設ケテ上行末法出現ノ相ヲ定ム」と科文された第三十答ノ四の文章<sup>(1)</sup>において、宗祖は大地震大彗星の出現を以て、此等は金翅鳥・修羅・竜神等の動変にあらざして地涌菩薩出現の先兆であるとされ、この文段は「天晴ぬれば地明なり、法華を識る者は世法を得べき歟」と結ばれたのである。

本稿では、このような天変地天に対する宗祖の見方を検討し、結文の「天晴地明」について考えてみたいと思う。

二

御書中に見える各種の異常現象或いは災害の中、宗祖が体験されたと考えられるものとしては

1 正嘉元年八月廿三日大地震

「天晴地明」について

「天晴地明」について

- 2 正嘉二年八月一日大風
  - 3 正嘉三年大飢饉
  - 4 正永元年大疫病
  - 5 正元二年大疫病
  - 6 文永元年七月五日（或いは四日）大彗星<sup>(2)</sup>
- 等がよく引用されている。

この中で天変地天といえるのは正嘉元年の大地震と文永元年の大彗星であるが、宗祖開宗以後彗星の現れた文永年間に至る間に起ったと思われる異常現象を抽出すると別表（後掲）の如くなる。毎年の如く災害の起っていることに驚かれるが、そのような現状でも宗祖の関心を引いたのが正嘉大地震と文永大彗星であったことに注意される。

ここでその状態を窺ってみると、まず正嘉元年の大地震について『吾妻鏡』には<sup>(3)</sup>

廿三日乙巳、晴、戊尅大地震、有<sup>レ</sup>音、神社仏閣一字而無<sup>レ</sup>全、山岳頽崩、人屋顛倒、築地皆悉破損、所々地裂、水涌出、中下馬橋辺裂破、自<sup>ニ</sup>其中<sup>一</sup>火炎燃出、色青<sup>云々</sup>。

と記されており、山崩、家屋の破壊、地割れ等大きな被害が出たものと思われる。

文永元年の大彗星については、『吾妻鏡』は欠落していて不明であるが『統史愚抄』には<sup>(4)</sup>

四日丙子、今暁、彗星見<sup>レ</sup>東、光芒三尺所、とみえ、次いで、七日己卯、彗星晨見、光芒稍大、及<sup>ニ</sup>辛天<sup>一</sup>、とあって彗星が時と共に大きくなっていることが知られ、『安国論御勘由來』にも<sup>(5)</sup>

七月五日彗星出<sup>ニ</sup>東方<sup>一</sup>余光大体及<sup>ニ</sup>一國<sup>一</sup>

とあることから相当の大きさであり、他の史料によっても種々の祈禱が行なわれていて、彗星が当時の人々に大きな

驚きを与えたことが想像出来る。

今、彗星に關係のある祈禱について列記してみると<sup>(6)</sup>

七月四日 彗星出現。

七日 後嵯峨上皇の御所に於て天変祈禱の修法を行う。

十日 後深草上皇の御所に正觀音法を修して彗星を禳う。

十一日 後深草上皇の御所に薬師法を修して彗星を禳う。

十五日 金輪法を禁中に修して彗星を禳う。

十六日 熾盛光法・五壇法等を後嵯峨上皇の御所に、北斗法を後深草上皇の御所に修して彗星を禳う。

十七日 金剛童子法を後深草上皇の御所に修して彗星を禳う。

十九日 五大虚空藏法等を禁中に修して彗星を禳う。

廿七日 彗星を祈禱す。

廿八日 仁王經法を後嵯峨上皇の御所に修して彗星を禳う。

八月二日 孔雀經法を喜多院に修して彗星・疾疫を禳う。

九日 後嵯峨上皇、山陵使を發遣して天変を祈禱す。

廿二日 彗星滅。

廿六日 彗星又出現。

九月八日 彗星の再出現により後嵯峨上皇の御所に於て尊星王法を修して祈禱す。

十九日 彗星滅して見えず。

「天晴地明」について

以上のように記されていて、前の正嘉大地震共々この彗星が人々の不安を呼び、それ故度重なる異常現象の中でも特に宗祖の注意を引いたのではないかと思われる。

三

さて前に挙げた二つの大きな天変地天は、『観心本尊抄』以外の御書にも引用されている。これらの御書を整理すると、宗祖の天変地天に対する見方は次の二つに大別出来るようである。<sup>(7)</sup>

(1) 法華経の行者を迫害したことの報い、また正法が興隆しないために亡国の凶兆として現われる。

- (例) 守護国家論(縮二五〇) 災難対治抄(三〇二)。立正安国論。安国論御勸由來(六〇五)。宿屋入道許御状(六〇七)。与北条弥源太書(六一二)。顕立正意抄(一〇七三)。曾谷入道殿許御書(一一〇一)。法蓮抄(一六八)。撰時抄(一一〇六)。強仁状御返事(一三三四)。聖人知三世事(一三三七)。瑞相御書(一三四一)。清澄寺大衆中(一三七一)。種々御振舞御書(一四一三)。妙法尼御返事(一七八四)。中興入道消息(一九二二)。断簡二九七(昭和定本二九七〇)。(括弧内数字は縮刷文の頁数である)

(2) 地涌菩薩出現の先兆であり大法興隆の祥瑞として現われる。

- (例) 富木入道殿御返事(縮七〇二)。顕仏未來記(九七七)。呵責謗法滅罪抄(一〇一七)。法華取要抄(一〇四三)。教行証御書(一一二四)。撰時抄(一二三六)。断簡一八四(昭和定本二五三五)。

まず(1)の亡国の凶兆としての見方は、『立正安国論』を例にとってみれば最も明らかとなる。すなわち安国論中では、近年続出する天変地天飢饉疫癘といった異常な状態は何に原因するかという問を設けて、世皆正に背き人悉く悪に帰す故に守護の善神が国を捨て去り、そのため種々の災難が起ると説き、多くの経典を引きながら未だ起らぬ

二難（他国侵逼難・自界叛逆難）を予言されたのである。

次に②の大法興隆の祥瑞、池涌出現の先兆としての見方は、『観心本尊抄』に「此等非<sub>レ</sub>金翅鳥・修羅・竜神等動變<sub>二</sub>、偏<sub>四</sub>大菩薩可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>出現<sub>二</sub>先兆<sub>一</sub>歟」とある他、『呵責謗法滅罪抄』<sup>(8)</sup>にも「故に天台<sub>一</sub>云雨の猛きを見ては竜の大きな事を知、華の盛なるを見ては池の深き事を知と書れて候、妙楽云智人は起を知り蛇は自ら蛇を知と云、今日蓮も之を推して智人の一分とならん、去る正嘉元年<sup>太歳</sup>丁巳八月二十三日戊亥の刻の大地震と、文永元年<sup>太歳</sup>甲子七月四日の大彗星、此等は仏滅後二千二百余年の間未だ出現せざる大瑞也、此大菩薩の此大法を持て出現し給べき先瑞<sub>一</sub>歟、」とある様に未曾有の天変地天は即未曾有の大瑞であると見ておられる。

#### 四

さてここで宗祖が「先瑞」「大瑞」というように用いられている「瑞」の語に注意してみたい。

「瑞」は本来、天子が諸侯を封ずる時に賜わる圭という玉のことであり、二義として、めでたいしるし・吉兆の意味がある。<sup>(9)</sup>しかし宗祖においては「他国侵逼難有べき瑞相也」（断簡二九七）あるいは「凶瑞」（安国論御勘由来）また「悪瑞之由」（安国論副状<sup>昭和</sup>定本<sup>四二二</sup>）といった用い方があり辞書的な「瑞」の意味とは異っている。そして『呵責謗法滅罪抄』に「瑞相と申事は内典外典に付て必有べき事先に現ずるを云也」<sup>(10)</sup>とあることから「先相」「前兆」の意味で用いられたと思われる。

ところで当時一般的に「瑞」の語をこのように理解していたのであろうか。

宗祖活躍期には適当な史料が見出せないが若干の先例を掲げると、まず『六国史』『延喜式』等に見える古代の祥瑞思想においては、「瑞」といわれるものは、一般にありふれたものではなく形象常に異なった甚だ奇しく異にうる

「天晴地明」について

「天晴地明」について

わしき瑞宝であると考えられた。<sup>(1)</sup>

その後の『今昔物語』においては

「其ノ時ニ仏、光明ヲ放テ中略波斯匿王、此ノ光ヲ見テ驚キ恠テ仏ノ御許ニ詣デテ、先ヅ目連尊者ニ値テ光ノ瑞相ヲ問フ」<sup>(2)</sup>

あるいは

「法花誦誦ノ力ニ依テ、我菩提ヲ可レ得瑞相也ト知テ、弥ヨ誦誦不レ怠ズ」<sup>(3)</sup>

とあつていずれもめでたいしるしと考えられる。

ところが『方丈記』<sup>(4)</sup>に「世の乱る、瑞相とか聞ける」、また『平治物語』<sup>(5)</sup>には「世の損せんずる瑞相」と前兆の意味が出てくる。

しかし宗祖在世に近い『一遍上人語録』<sup>(6)</sup>には「称名不思議の瑞相なれば」と、めでたいしるしの意味がある。

このように吉兆・前兆両方の意味が見えるが、宗祖が天変地天について「瑞」の語を用いられる時、本来の吉兆から離れて前兆、時には凶兆の意味で用いられることが多く、やはり宗祖独自の使用方法ではないかと思われる。

五

既に述べてきたように宗祖は、大地震・大彗星を以て地涌菩薩出現の先兆とされ、「天晴地明、識、法華二者可レ得ニ世法ニ敷」と記されたが、この「天晴地明」と天変地天とはいかなる関係にあるのであろうか。

まず「天晴地明」についての先師の説を参考に掲げると、

日忠上人『観心本尊鈔見聞』<sup>(7)</sup>には、

サテ真俗円満ノ義ヲ以テ軸、結成、玉フ也、其者天晴地明也、明王天地ニ因テ利ヲ収ムト云本文有レ之、利益ノ事也、孝経ニハ明王ハ天地ニ依テ化ヲ成スト云、天地人三才ノ中ニ天地、曲義無レ之、故中ニ有人倫ガ道ヲ道ニスル時、天時ニ依、地ノ利ニ乗トルト云テ天地ガメグミヲ垂、事時ヲ不レ違、中ノ人倫非道ヲナス時、天地迷乱スル也、人倫ノ中ニモ王万民ノ主也、王ノ賢愚依テ天地利ヲ施、事清濁ニ二分ル也、覆テ外無キハ天、載テ不レ捨地也、日月ハ一人ノ為ニ明ヲ不レ闇、賢王ハ一人ノ為ニ理ヲ不レ曲云、是即天地人ノ三才ノ道ノ道タル功能也、此ノ如ク仏法ノ道ヲ道ニスル時諸仏ノメグミニ預、衆生ヲ利益スル事自成也、仍此御抄、上ノ沙汰ノ如ク仏法ノ道ノ道義ニ極也、爰ヲ指シテ天晴地明也、是即中道第一義天ノ内証朗ニ法性ノ天地明、体也、即地涌ノ御出現、地明ナル現証也、十神力時空中ニ声有本門寿量教主ト妙法ノ唱成、天晴タル姿也、

と記されている。

日行上人『観心本尊抄考案』には、「天反地天之事」という項目の中に「天晴地明」について

天晴地明者 忠師御義云三才中天地曲事無レ之 人倫依レ成ニ非道、乘ニ天明地利ニ草木花菓違天地乱也、○等引之往見 逕師義云 大地震上行出現先兆大地ヨリ告レ之故ニ地明ナル意ナルヘシ 慧星晴天ニ出タルヲ本化出現先兆ト見ル 時天告ニ本化出現ニ意也故云、天晴ニ歎 此天地陰陽天文地理知事世智弁ノ徳、本化出現先兆見 即世法、知意ナルベシ 故ニ次下云、識法花者識世法也 但此義趣有ニ諸義ニ故難ニ信用ニ云、答此義有ニ証拠ニ大田抄青天眞眼眼之此国ニ黄地合、憤震ニ於大地、去レハ正嘉元年大地動地明文永元年大慧星天晴此等災難文 如是天地俱告ニ上行出現、中居人倫争不レ信レ之哉 非レ不レ信レ之偏加ニ非誘、御述懷意可レ有歎已上 弘六本廿八云深識世法皆是仏法等文

とみえている。

日忠上人の『観心本尊鈔見聞』においては、天晴地明とは、国が賢王によって治められ、その国において仏法が仏

「天晴地明」について

法として信仰され存在する時、諸仏の恵によって衆生が利益を受けることをいい、地涌菩薩の出現によって正法が流布する状態を指している。

次の日行上人の『観心本尊抄考案』においては、日忠上人・日蓮上人の説を引用しながら、天変地天によって天地が乱れるのは、人倫が非道をなし謗法を行うためである。大地震も大彗星も、俗世間の見方である天地陰陽天文地理の立場から見るとは、単なる異常な自然現象にすぎないが、本化菩薩出現して正法を流布するという法華の深義から見る時は、このような天変地天は、本化出現の前兆と理解出来る。すなわち、文永元年の天変は、本化の出現を天より告げるもの（天晴）であり、正嘉元年の地天は、本化の出現を大地より告げるもの（地明）であるとみるのである。

行師考案中に引用された大田抄を今少し引用すると、

今入三末法二百二十余年五濁強盛三災頻起、衆見之濁充ニ滿於國中、逆謗之輩散ニ在於四海、專仰ニ闡提之輩、待ニ怙於棟梁、尊ニ重謗法之者、為ニ國師、孔丘、孝經提之、打ニ父母之頭、積尊法華經誦、口違ニ背於教主、不孝國、此國也勝母闍不、求ニ佞境、故青天曠、眼睨ニ於此國、黃地含憤、震ニ於大地、去正嘉元年大地動文永元年大彗星此等、災天、仏滅後二千二百二十余年之間月氏漢土日本之内所、未ニ出現ニ大難也、彼弗舍密多羅王、燒ニ天、五天、寺塔、漢土、会昌天子令、還ニ俗九國僧尼、超過、百千倍、大謗法之輩充ニ滿於國中、依ニ彌ニ於一天、所、起天災也、とある。

すなわち大田抄においては、国に謗法者があふれる故に青天の曠・黄地の憤によって、文永の彗星・正嘉の地震の出現に至ったと記されているのである。このようにみると、天晴地明とは即天変地天のことであり、くりかえして言えば、俗世法においては大地震大彗星を天変地天とみるが、上行菩薩出現という法華の立場からみる時は大法興



隆の前兆としての天晴地明となるのである。

それ故結文として「天晴地明、識<sub>ニ</sub>法華<sub>ニ</sub>者可<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>世法<sub>ニ</sub>一敷」と述べられたのである。

## 六

以上粗雑な検討であるが、宗祖の天変地天についての見方、また天晴地明と天変地天との関係について考え、自然現象としての天変地天も、法華行者としての宗祖にとつては天晴地明となり、本化菩薩出現の瑞兆と考えられたことを述べた。

『立正安国論』に説かれるが如く、天変地天は經典に照してみても亡国の凶兆であるが、その反面、謗法の国が亡びれば、次には正法が興隆する吉瑞と考えられ、また瑞相に大小があるならば、未曾有の天変地天は未曾有の大瑞であり、この意味から正嘉大地震・文永大彗星という二つの天変地天を以て、本化菩薩出現大法興隆の吉瑞とみられたのである。

仏法正しければ天晴地明となつて吉瑞を示し、仏法正しからざる時は天変地天となつて謗法の国を亡す。これが宗祖の天変地天に対する考えであつたと思われる。

〔別表〕 建長五年〜文永元年天変地天災害一覽表

建長五・二・三 鎌倉大風雨雷電

二・廿一 京都光物あり

二・廿五 鎌倉大地震

四・三 鎌倉雷鳴地震

五・十六 水天供を修して祈雨

「天晴地明」について

「天晴地明」について

- 五・廿 清滝宮に誦経祈雨
- 五・廿一 幕府祈雨
- 五・廿三 幕府祈雨
- 六・四 二十二社に奉幣して天変を禳う
- 六・一〇 鎌倉大地震
- 六・十三 幕府地震のため祈る
- 六・廿三 天変を祈る
- 八・十一 止雨奉幣
- 九・十四 鎌倉雷雨
- 九・十六 鎌倉地震
- 九・十七 京都地震
- 十・十三 鎌倉、月五色の暈あり
- 建長六・五・九 鎌倉颱風起る
- 壬五・十一 京都大地震
- 六・一 炎早月を巨る
- 七・一 鎌倉大風雨
- 八・一〇 鎌倉に白虹現わる
- 九・四 幕府祈晴
- 十・四 鎌倉雨霰雷鳴
- 十一・十八 鎌倉大地震
- 建長七・二・廿三 祈晴
- 四・廿四 祈雨
- 六・十五 京都大流星

十二・十二 京都地震

康元元・一・十一 鎌倉太白昼現わる

二・廿九 鎌倉大雷雨洪水

六・七 幕府、雨凶鐘を襲う

六・十三 石清水八幡宮に光物あり、是日鎌倉にも光物あり

七・廿六 幕府、陰陽師に天麥祈禳の例を勸申せしむ

八・六 鎌倉大風洪水、人多く死す

八・一 是月赤斑瘡流行

九・一 鎌倉赤斑瘡流行祈禳

九・十七 赤斑瘡を祈禳

正嘉元・二・廿三 京都大地震

壬三・廿五 京都降灰

五・六 京都甚雨洪水

五・十八 鎌倉大地震

六・一 是月炎旱、幕府祈雨

七・二 幕府祈雨

七・十 祈雨

八・一 鎌倉大地震

八・廿三 鎌倉大地震

八・廿五 幕府、地震のため祈る

十・十五 鎌倉雷電地震

十一・八 鎌倉大地震

正嘉二・三・六 鎌倉烈風大雨

「天晴地明」について

「天晴地朗」について

- 四・廿六 鎌倉地震
  - 六・一 鎌倉是月寒気冬の如し
  - 八・一 大風甚雨
  - 十・十六 鎌倉甚雨洪水死者多し
  - 十二・十六 鎌倉地震雷鳴
- 正元元・三・一 諸国に飢疫を禳はしむ
- 三・十二 京都地震
  - 三・一 是春疫癘流行
  - 四・五 諸国に飢疫を禳はしむ
  - 四・廿七 廿二社に奉幣、飢疫を禳はしむ
  - 四・三十 疫疾を禳う
  - 五・七 疫疾を禳う
  - 十二・一 是年京都及び諸国飢疫流行、死者多し
- 文応元・三・廿五 鎌倉地震
- 四・六 幕府災変祈禳
  - 四・廿九 鎌倉大火
  - 六・一 鎌倉大風洪水
  - 六・四 飢饉に依り輕囚放免
  - 六・五 祈晴
  - 六・十二 幕府、疫癘を禳う
  - 八・五 諸国大風及び鎌倉地震、甚雨大風
  - 弘長元・七・十 京都洪水
  - 八・一 是月大風

弘長三・一・十七 鎌倉光物あり、幕府これを祈る

五・十九 鎌倉地震

六・十六 鎌倉冷氣甚し

八・十四 京都諸国大風

八・廿七 鎌倉大風雨、船舶没し、溺死者多し

十一・十六 鎌倉大地震

十二・二 京都白虹現わる

十二・八 天変のため祈る

十二・廿 天変を禳う

文永元・二・廿七 京都地震

五・廿一 祈雨

六・廿二 祈雨

六・廿六 彗星東北に現われ、連月滅せず

六・廿九 祈雨

七・四 彗星現わる

七・七 彗星を祈禳

七・一〇 //

七・十一 //

七・十五 //

七・十六 //

七・十七 //

七・十九 //

七・廿七 //

「天晴地明」について

「天晴地明」について

七・廿八

七・一 京都疫癘流行

八・十六 京都地震

八・廿六 彗星又現わる

八・一 是月、安房、上総疫癘流行

九・八 彗星再び現わるにより祈禱

十・五 京都地震

本表は『史料綜覧』によって作成した。項目の中、日常的なもの、天変地天災害に関係のない事柄は省略した。

註 (1) 興隆学林版『主要御書』乾 一二三頁。縮遺九四九頁。

(2) 大彗星の日の違いについてみると、『安国論奥書』縮遺三九二頁、『安国論御勘由來』縮遺六〇五頁は七月五日となり、『阿貴勝法滅罪抄』縮遺一〇一七頁、『断簡一八四』(昭和二五三三頁)、『断簡二九七』(定本二九七〇頁)等では七月四日である。

ところが『断簡一七七』(昭和二五三三頁)には、「文永元年甲子七月上旬ノ四日 東方彗星ヲ光□□大体満シ一國」と四日五日両方の日がみえ、この文によれば両日見えたことになる。

(3) 『吾妻鏡』正嘉元年八月廿三日条。国史大系本、後篇六四八頁。

(4) 『税史愚抄』文永元年七月条。国史大系本、前篇三〇頁。

(5) 縮遺六〇五頁。

(6) 『史料綜覧』卷五文永元年七月条。東京大学出版会本。

(7) 『日蓮聖人遺文全集講義第十一卷下』(清水竜山 昭和十六年 平楽寺書店) 三九四頁以下参照。

(8) 縮遺一〇一七頁。

(9) 『大漢和辞典』(諸橋轍次 昭和四十三年 大修館)「瑞」の項目参照。

(10) 縮遺一〇一七頁。

(11) 「上代人と異常現象―祥瑞思想序考―」

- (阿部武彦 歴史地理八十一巻一号 昭和十八年) に祥瑞の種類、内容等についての記述がある。
- (12) 巻第一 舍衛国ノ勝義、依施得富貴語第卅二、岩波古典文学大系本『今昔物語』一卷―一五頁。
- (13) 巻第十三 加賀ノ国ノ翁和尚、読誦法花経語第十四、岩波古典文学大系本『今昔物語』三巻―二二八頁。
- (14) 岩波古典文学大系本二八頁。
- (15) 岩波古典文学大系本一九一頁。
- (16) 岩波古典文学大系本『仮名法語集』一〇四頁。
- (17) 日蓮宗宗学全書九巻一四一頁。
- (18) 『観心本尊抄考案』下之末六十一丁左以下参照。(興隆学林所蔵セロックス版)
- (19) 大田抄とあるが『曾谷入道殿許御書』を指す、縮遺一一〇一頁。
- 附記 本稿は、昭和四十七年度教学研究研究所総会における同題の発表を整理したものである。その折、各先生方より御指摘いただいた点について充分論述出来なかつたが、それらの問題については後考にまみたいと思う。